

# 家畜保健衛生だより

平成30年度 第14号

## 平成31年4月1日より 死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります。

日頃より死亡牛の届出ならびにBSE検査にご協力いただきありがとうございます。  
平成31年4月1日から、死亡牛のBSE検査を実施する対象月齢が変わりますので、ご  
注意ください。なお、届出受付と受入の日程は、裏面のとおりですのでよろしくお願  
いします。

### ① 96 か月齢以上の死亡牛

### ② 48 か月齢以上の起立不能を示した死亡牛

例：生前に歩行困難、起立不能などであった牛

### ③ 全月齢の BSE を疑う症状のある死亡牛

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、  
搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、  
扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



上記①～③については、

BSE 検査を行う必要があります

48 か月以上の牛が死亡した場合には、NOSAI 家畜診療所、開業  
獣医師等のかかりつけの獣医師に連絡して、検案書を作成して  
もらってください。その内容を家保までご連絡ください。

※現在と同じで、死亡牛処理整理票に検案書を添付する必要があります。

### 【死亡牛の届出・連絡先】

神奈川県県央家畜保健衛生所

電話：046-238-9111 FAX：046-238-9124

### 【死亡牛届出の際のチェック項目】

- 死亡牛は 48 か月齢（生まれてから4年）以上ですか？
- 獣医師による死亡牛の検案は済んでいますか？  
＊搬入時には死亡診断書（または検案書）を添えて下さい。
- 死亡牛の家畜保健衛生所までの運搬手段（自ら、化製業者、家畜商、農協等）は何ですか？  
また、検査の結果が出た後の化製処理業者までの運搬・処理の依頼は済んでいますか？
- 死亡牛処理整理票の記入はしましたか？  
また、4枚目の死亡牛所有者欄の所有者名に押印しましたか？
- 家畜改良センターへ死亡の届出はしましたか？
- 耳標（個体識別番号）は脱落せず、装着されていますか？

### 【休日の開庁について】

昨年度まで7～9月の土曜日は開庁していましたが、検査対象月齢変更により

平成31年度は 4/30、5/3、12/30、1/3 のみとなり、

これ以外の土日祝祭日は閉庁となります。

### 神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432